

重点目標 (1) DV被害者の生活再建

【現状と課題】

- 一時保護の後、約3割の入所者が加害者のいる自宅へ帰っています。その理由として自立の目途が立たず、やむなく夫の元に戻る場合もあると考えられます。
平成18年度に内閣府が実施した調査では、相手と離れて生活を始めるにあたり困ったこととして「当面の生活をするためのお金がない。」との回答が一番多くなっています。
- 被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、衣食住の確保が必須であり、特に退所後の住居の確保は急がれます。しかし、被害者の多くが精神的なダメージを受けており、また、荷物も持たずに避難している事例も多いことから、自力で自立した生活基盤を築くことは困難を極めます。
- 退所者に対しては、民間支援団体による住宅保証料の助成や小口資金の立て替え、生活物資の提供などを行うとともに、県営住宅の優先措置や公的扶助制度等の活用などにより生活基盤を築く支援を行っています。

今後、支援団体の一層の拡充を図るとともに、さまざまな社会資源の活用や就労支援を行うなど、息の長い支援を行うことが必要です。

【今後の取組】

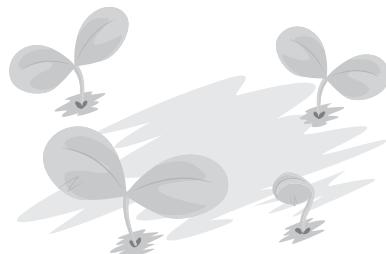
住宅の確保に向けて、官民の住宅情報や助成制度等の情報提供を行うとともに、一時保護所退所者の生活の場として、県職員住宅等の短期利用を検討していきます。

取組項目) ① 住宅の確保	担当課等
● 県営住宅の募集時の優先措置による支援 県営住宅の募集時には、抽選にあたっての優先的な扱いや、入居手続の簡素化などを行います。	住宅課
● 民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供 民間団体や民間事業者の協力を得て、住宅の確保のために情報を提供します。	女性相談支援センター
● 保証料補給制度、融資制度等の情報提供 民間支援団体の協力による保証料の助成や母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。	女性相談支援センター

<p>●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討</p> <p>一時保護所退所者で、保証人や収入面の問題により、民間住宅等の確保が難しい被害者に対して、県職員住宅等の目的外使用等を活用した短期利用を検討します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課</p>
---	--

自立のための職業訓練や求人情報の提供などにより、就労につなげます。

取組項目) ② 就労支援の充実	担当課等
<p>●ハローワークとの連携による就職の促進</p> <p>ハローワークと連携して求人情報を提供するなど、被害者の就職につなげていきます。</p>	女性相談支援センター
<p>●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進</p> <p>厳しい雇用環境の中では、さまざまな事情を抱えた被害者の就労には企業の理解が不可欠です。企業にDVに関する情報を提供し、DV被害者の置かれている状況を理解してもらうとともに、被害者の実情に応じた雇用の受け入れを働きかけていきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課
<p>●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供</p> <p>これまで就業したことがなかったり、長い空白期間が生じている被害者に対して、職業訓練や技能習得の情報を提供し就労につなげます。</p> <p>また、ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先して受講できるよう配慮します。</p>	女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課
<p>●就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>未就学児を抱える被害者の自立にむけた就労を支援するため、ソーレで実施するパソコン講座や経理事務講座、また、県が実施する離職者等再就職訓練事業において託児サービスを行います。</p> <p>さらに、託児支援を行うファミリー・サポート・センター事業の周知などをています。</p>	女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソーレ



生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供により、生活の支援を行います。

取組項目) ③ 生活支援の充実	担当課等
<p>● 生活保護等の情報提供と手続に際しての支援</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生活支援施設の活用などが必要となりますので、各種制度の情報提供を行います。手続においては、一時保護所は不慣れな被害者の書類作成や、申請の際の同行支援などを行いますが、関係機関の側でも一時保護所に出向き、申請の受付を実施します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
<p>● 被害者の日常生活に対する支援の検討</p> <p>子どもを抱える被害者が心身に傷を負うことで、食事の用意や育児などの日常生活に支障を来している場合に、一時的な家事などの援助を行うため、母子家庭等日常生活支援事業の実施等について検討を進めます。</p>	児童家庭課
<p>● 支援制度窓口のワンストップ化</p> <p>各種制度の申請窓口は、市町村が担っている場合が多くなっています。それぞれの窓口で被害の状況等を説明するのは、被害者にとって精神的な負担となりますので、制度の活用がスムーズにいくよう窓口のワンストップ化を働きかけていきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

民間の柔軟性を生かしたきめ細やかな支援により、被害者の経済的な支援を行います。

取組項目) ④ 民間支援団体等との連携による経済的支援	担当課等
<p>● 一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充</p> <p>一時保護所を退所し、自立した生活を始める被害者は、経済的に非常に厳しい状況にあることから、企業や支援団体、個人からの一時金や生活支援物資は大変心強いものです。企業への働きかけや広報などにより、DV被害者の現状を理解してもらい、支援を行ってくれる支援団体等の拡充を図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

さまざまな支援制度を有機的に活用するためには、府内関係課の連携が欠かせないことから、関係課による協議を行います。

取組項目) ⑤ 庁内関係課による支援策の協議	担当課等
<p>● 関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討</p> <p>関係課が一堂に会し、県基本計画の進捗状況を確認するとともに、事業を進めるうえでの課題等を共有し、関係課間の調整を行うなど実効ある支援を行うようにします。</p>	県民生活・男女共同参画課 県立病院課 教育委員会 警察本部

重点目標（2）安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

【現状と課題】

- 保護命令は、地方裁判所に申し立てを行い、加害者が被害者や子ども、親族等に近寄ることを禁止するものです。また、住居を同じくする場合は、ともに住む住居からの退去を命ずることができます。
- 本県における保護命令の申し立ては、年間30件前後で推移しています。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の安全の確保のために、保護命令の制度の利用について情報提供を行うとともに、助言や援助を行っています。
- 一時保護所退所後の被害者は、いつ加害者から再び暴力を受けるかと緊張して不安な日々を過ごしています。そのため、地域の関係機関が連携して、地域や学校で被害者と子どもを見守り、心身の回復を図る必要があります。
また、その際には決して被害者の居所が加害者に知られることがないように、市町村をはじめ関係機関は細心の注意が必要です。

【今後の取組】

保護命令発令後や一時保護所退所後に、安心して日々暮らしていくことができるよう、地域での見守りにより安全を図ります。

取組項目）① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	担当課等
●保護命令発令後の安全の確保 保護命令が発せられると、警察は被害者及び加害者に接触して指導を行うとともに、巡回等により被害者の安全の確保を図ります。 また、学校等において適切な対応が行われるよう、研修等を通じて制度を周知します。	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
●緊急避難体制の確保 自立生活を開始しても、特に自立後の早い時期は、再び加害者からの暴力を受ける危険性があります。被害者の身に危険が及ぶことが懸念される場合は、警察等と連携して安全な場所への避難を行います。	女性相談支援センター 警察本部
●地域のネットワークの構築による情報共有 被害者は、長期にわたりDV被害を受けたことで心身共に衰弱しており、真の自立生活を営むためには、相当の時間を要します。また、被害者は全く知らない土地へ避難し、新たに生活を始める場合もあります。 配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立の後押しをしていきますが、日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるよう、市町村等地域の関係機関との情報共有を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部

<p>●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</p> <p>被害者が住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置を市町村に申し出た場合に、市町村が適切な支援措置を行い、また、支援の必要性の確認の際に、被害者の負担軽減に努めるとともに、住民基本台帳担当課だけでなく、税や福祉、選挙管理委員会など住民基本台帳情報を扱う所属とも連携して、情報の管理を行うよう市町村に対して周知徹底を図ります。</p>	市町村振興課
--	--------

被害者と子どもを時間かけて見守ることで、傷ついた心身を癒し、前向きな心を育てます。

取組項目）② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
<p>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</p> <p>DVは、児童虐待につながる場合もあり、子ども自身が受ける心身の傷は、成長期の子どもにとって大きなダメージとなります。また、母親が被害を受けていることで、育成に十分な愛情が与えられていない場合も懸念されます。</p> <p>そのため、保育所や学校での日々の見守りや、児童相談所や福祉保健所の支援により、子どもの心身の健康を取り戻し、暴力を次の世代につなげないようにします。</p>	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア</p> <p>学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられますので、学級担任はもちろんのこと、養護教諭・スクールカウンセラー等による心のケアを行います。</p>	教育委員会
<p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア</p> <p>子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくないため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭への支援を行います。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会
<p>●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進</p> <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難により、一人での外出が不安であったり、孤独感にとらわれる場合があります。</p> <p>そのため、民間支援団体による外出の同行や、地域で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりなどを進めます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p>●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実</p> <p>自立支援員が、退所者に対して家庭訪問や電話での状況聞き取りを行うとともに、母子生活支援施設等との連携により退所者が集う機会を設けるなど、被害者とのつながりを継続し自立を見守ります。</p> <p>また、心の傷が深い被害者に対しては、退所後も専門機関によるカウンセリングを継続的に行います。</p>	女性相談支援センター